

生奉りて、母神は海宮へ歸給ひければ、蟹の集るをはらひし神を蟹守といひし事有、其詞轉りてカモンといふよし、古語拾遺に見ゆ。○中 此故事にて、大内の煤拂をば、カニ拂といふ事とおもほゆる也、故實しれる人にきかまほし、

〔日本歳時記七十二月〕十五日の後、屋中の煤塵を掃べし、煤塵を掃に、世人多く期日を定て恒例とす、

然れども或風雨の變あれば期日に拘らず、十五日の後、風雨なき暖日を用べし、

〔歳時故實大概十二月〕一煤拂 近世多くは十三日を用ゆ、是は柳營に而十三日に御煤納メあり、

今日を専ら、貝原氏の歳時記には十五日を用ると見えたり、近世年中行事の書には、禁裏にては、

吉日を撰て御煤拂ありと見えたり、吉日を撰む事は、陰陽家より日時の勤文と、閩書曰、臘月廿四

日每家掃塵云々、是は廿四日を期日として、屋中を掃除すると見えたり、和漢共に新年を迎ふる

の儲に屋中を掃除して萬の事の清からん事を欲するなり、別して異なる事もなきなり、或説に、

云事は、陽成院の御宇より初ると言り、いぶかし、古書に所見かつてなき事なり、此日壯年の婦女奴婢の屬は、相ともに戯れ興じて、家

長貴人を論せず、見るまゝにとらへ戯れて、胴に擧ると稱して、賑ひの、めく事あり、いかなるゆ

へと言事をしらず、誠の俗間の一戯興なり、

〔俳諧歳時記十二月〕煤拂 和漢戸々、十二月下旬、屋塵を掃ふ、漢にはこれを除殘といひ、我俗これ

をす、はき、又煤はらひ、或はす、とりといふ、

〔秋苑日涉七〕民間歳節下 家々掃除塵煤、謂之煤除、閩書引漳志曰、臘月廿四日、每家掃塵、歳時

紀異集曰、吳中十月廿七日掃屋塵、曰除殘、

〔梅園日記一〕晦日掃 今の世に晦日掃とて、毎月の晦日に家内を掃除するものあり、○中 十二月

の煤掃も、もとは晦日なりしにや、俊頼朝臣の散木集云、としの暮の歌とてよめる、さらひするむ

ろのやしまのことこひにみのなりはてん程をしる哉、顯昭注云、さらひするとは權サテとかけり、掃